

三田市建築審査会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第4条 審査会に幹事及び書記若干人を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務をつかさどる。</p> <p>4 書記は、上司の命を受け、審査会の事務に従事する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第5条 審査会に幹事及び書記若干人を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務をつかさどる。</p> <p>4 書記は、上司の命を受け、審査会の事務に従事する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>